

# 平成27年度から「児童クラブ」の制度が変わります。

平成27年4月からの児童クラブの運営が一部変更になります。

		新制度	現行
対象学年		小学1年生～ <b>4年生</b>	小学1年生～3年生
開設時間	平日	下校時～18:00	下校時～18:00
	・土曜 ・夏季休暇などの長期休暇	<b>8:00</b> ～18:00	8:30～18:00

現行より対象児童が広がり、夏休みなどでの受け入れ開始時間が早くなりました。

平成27年4月からの入会希望を次のとおり受け付けます。

～申込受付～

【期間】平成27年1月13日(火)～23日(金) ※土・日・祝日除く

【時間】8:30～17:00

【場所】役場民生課

※申込書等は役場民生課で配布します。ただし、現在児童クラブに入会している児童の継続入会については、各児童クラブで配布します。

※申込時に申し込み理由等をお聞きますので、家庭の状況や入会児童の様子が変わる人がお越しください。

※児童クラブの継続入会の場合は、児童クラブでも申込みを受け付けます。



★児童クラブへの入会要件

児童クラブへの入会申込みができるのは、以下の①～④のすべてを満たす場合です。

- ① 熊野町在住
- ② 小学校1年生から**4年生**まで
- ③ 児童クラブ保護者負担金の滞納がないこと。
- ④ 保護者が以下のいずれかの理由により、昼間家庭にいない場合
  - 保護者の就労
  - 保護者の出産前後（入会期間は産前2ヵ月、出産月、産後2ヵ月の計5ヵ月）
  - 保護者の疾病
  - 同居親族の介護
  - 就労を目的とした職業訓練、学校への就学
  - 障害児者の通学等の付き添いを行っている場合
  - その他、上記に類する状態として認められるもの

○中途入会を希望される方は・・・

【受付期間】入所希望日の2ヵ月前から2週間前まで。

○夏季休暇期間を希望される方は・・・

【受付期間】6月末まで

## 「児童クラブ支援員」を募集します

【勤務内容】昼間保護者のいない児童を預かり、遊びを主とする生活指導や余暇指導など

【募集人員】10人程度

【勤務時間】・平日：放課後～18:15  
・土曜及び長期休暇期間：7:45～18:15のうち6時間以内（週29時間以内）

【時給】875円～（保育士など資格あり 925円～）

【応募方法】臨時職員登録申込書を記入のうえ役場総務課に提出してください。（申込書は総務課にあります）

※面接日時やその他詳細については、別途お知らせします。

【問い合わせ】民生課 ☎820-5635



## なるほど 固定資産税 ～土地編 第7回～

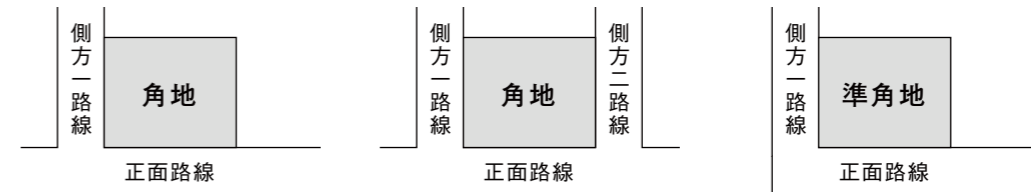
国税務課 ☎820-5603

今月は、平成27年度から導入される市街地宅地評価法の計算方法についてお知らせいたします。

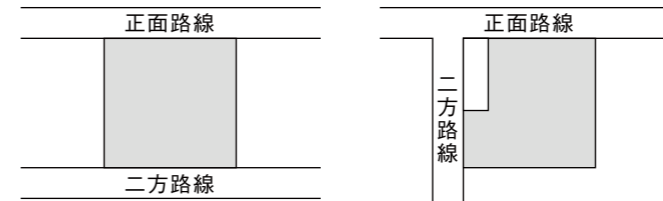
「側方路線影響加算法」、「二方路線影響加算法」が新たに適用されます。

市街地宅地評価法の導入により、画地（土地）が2つ以上の路線に接している場合には、画地計算法のうち、側方路線影響加算法や二方路線影響加算法が新たに適用されます。これらの対象となるのは、角地や準角地、正面だけでなく裏路線などに挟まれた画地（土地）です。

(ア) 角地・準角地の例



(イ) 二方路線地の例

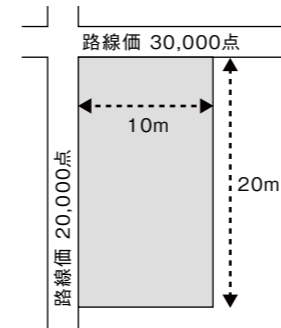


複数の路線に接している宅地は、利用価値が増大することから、評点数が加算されます。



計算事例

普通住宅地区における正面路線価30,000点、側方路線価20,000点の場合の評点数の求め方



地積	200㎡
正面間口	10m
正面奥行	20m
側方間口	20m
側方奥行	10m

- ① 1㎡当たり評点数  
(正面路線価) (奥行価格補正率)  
30,000 × 1.00 = 30,000
- ② 加算1㎡当たり評点数  
(側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率)  
20,000 × 1.00 × 0.03 = 600
- ③ 1㎡当たり評点数  
(基本1㎡当たり評点数) (加算1㎡当たり評点数)  
30,000 + 600 = 30,600
- ④ 評点数  
(1㎡当たり評点数) (地積)  
30,600 × 200.00 = 6,120,000

これが評価額だりん



※ 評点数を参考に課税標準額を求め、固定資産税額を算出します。（税率：1.4%）  
（注）単位の点は、円としてご覧ください。

(税務課 固定資産税グループ)

国税務課 ☎820-5603

▼太陽光発電設備の申告  
会社や個人にかかわらず、売電による収益を目的とした太陽光発電設備は、償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となります。  
ただし、個人が設置する発電出力10kW未満の住宅用太陽光発電設備は、申告の対象外となります。また、一定の要件を満たす太陽光発電設備には、固定資産税の軽減措置があります。（ホームページに詳細を掲載しています。）

▼償却資産の申告  
町内に償却資産をお持ちの場合には、資産の多少にかかわらず、平成27年1月1日現在の資産状況を必ず申告してください。昨年新たに事業を始めた人にも、申告書をお送りしますのでご連絡ください。  
▽期限：1月30日(金)までに役場税務課に提出

各種申告は忘れなく